

北九州市立自然史・歴史博物館管理要綱

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例並びに北九州市立自然史・歴史博物館規則に定めるもののほか、北九州市立自然史・歴史博物館の管理運営に関し、必要な事項を次のとおりとする。

(入館の制限)

1 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み若しくは退場を命ずることができる。

(1) めいていしているもの

(2) 陳列品を汚損し若しくは他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の類を携帯する者。ただし、盲導犬等は除く。

(3) 管理上必要な指示に従わない者。

(4) その他管理上支障があると認められるもの。

(特別研究)

2 自然史・歴史博物館の陳列品等について特別の研究をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(寄贈又は寄託)

3 自然史・歴史博物館に資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、市長に申し出てその承認を受けなければならない。

(貸し出し)

4 資料の貸出を受けようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(使用料の減免)

5 条例第5条の規定により使用料を減免することができる場合及び減免の割合は、次のとおりとする。(常設展に限る。なお、企画展等については、別途、決裁により決定したものに限り。)

【観覧料】

(1) 北九州市の小中学校の児童又は生徒が、学校教育課程の一環として当該小中学校教員引率のもとに入場するとき

観覧料の 10 割

(団体の場合、引率者も同様の取扱いをする。)

(2) 公的機関が発行した北九州市の 65 歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)を提示した者が入場するとき

観覧料の 7 割

(3) 療育手帳を所持した者が入場するとき

観覧料の 10 割

(療育手帳所持者の引率者の観覧料については、療育手帳所持者と同様の取扱いをする。)

(4) 身体障害者手帳を所持したものが入場するとき

観覧料の 10 割

(障害の程度が1級から4級までの者の付添い人の観覧料については、身体障害者手帳所持者と同様の取扱いをする。)

- (5) 精神障害者保健福祉手帳を所持したものが入場するとき

観覧料の10割

(精神障害者保健福祉手帳所持者の引率者の観覧料については、精神障害者保健福祉手帳所持者と同様の取扱いをする。)

- (6) 公的機関が発行した下関市、福岡市、熊本市、鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード等)を提示した者が入場するとき

観覧料の7割

- (7) 北九州市免許返納特典カードの交付を受けた者が入場するとき(北九州市免許返納特典カードの発行日から1年間に限る。)

観覧料の10割

- (8) その他教育委員会が特に必要と認めるとき

観覧料の10割もしくは2割

注 北九州市免許返納特典カードによる対象施設(スポーツ施設、文化施設、産業観光施設)の利用回数の合計が6回以下であること。

【駐車場使用料】

- (1) 身体障害者手帳の所持者が運転又は同乗する自動車

普通自動車駐車場使用料の5割

- (2) 療育手帳の所持者が運転又は同乗する自動車

普通自動車駐車場使用料の5割

- (3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者が運転又は同乗する自動車

普通自動車駐車場使用料の5割

- (4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき

駐車場使用料の10割

(入館者の守るべき事項)

- 6 入館者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で火気を使用、又は喫煙しないこと。
- (2) みだりに騒音を発するなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (3) 陳列品に触れ、又は陳列品を毀損するような行為をしないこと。
- (4) 定められた場所以外に出入りしないこと。

(損害賠償)

- 7 観覧者が建物若しくは設備又は陳列品を滅失又は毀損した場合において、原状回復ができないときは、市の認定にもとづきその損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

- 8 自然史・歴史博物館に関する諸様式は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 特別研究承認申請書 | 第1号様式 |
| (2) 特別研究承認書 | 第2号様式 |
| (3) 資料寄贈申請書 | 第3号様式 |
| (4) 寄贈品受領書 | 第4号様式 |
| (5) 資料寄託申請書 | 第5号様式 |
| (6) 寄託品受領書 | 第6号様式 |
| (7) 博物館資料借用承認申請書 | 第7号様式 |
| (8) 博物館資料貸出承認書 | 第8号様式 |

付則

この要綱は、平成14年11月3日から適用する。

付則（平成15年5月30日教育長決裁）

この要綱は、平成15年6月1日から適用する。

付則（平成20年3月12日教育長決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付則（平成21年10月23日教育長決裁）

この要綱は、平成21年10月23日から適用する。

付則（平成24年4月27日市民文化スポーツ局長決裁）

この要綱は、平成24年5月1日から適用する。

付則（平成24年9月28日市民文化スポーツ局長決裁）

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付則（平成25年3月28日市民文化スポーツ局長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付則（平成31年2月28日副市長決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付則（令和2年2月12日副市長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付則（令和2年10月30日市民文化スポーツ局長決裁）

この要綱は、令和2年11月1日から適用する。

付則（令和6年4月23日都市ブランド創造局長決裁）

この要綱は、令和6年5月1日から適用する。